

2018年4月20日

滋賀県知事 三日月 大造 様

日本共産党滋賀県議会議員団

日本共産党滋賀県地方議員団

国民健康保険料（税）の引き上げはやめ、県民の健康と命を守る社会保障としての国保制度を堅持するために県としての役割を発揮することを求める

4月1日から国民健康保険の都道府県単位化に移行しました。市町とともに県が国保の保険者となり、件が国保財政に責任を負うことになりました。滋賀県は納付金算定にあたり、「医療水準を算定に反映しない」こととしたため、大阪・奈良・広島との3府県とともに全国でも稀な「統一化」の方向を打ち出しています。

日本共産党滋賀県議員団と同地方議員団は、この間、保険料（税）率の「統一化」を行わないこと、県が定める「標準保険料率」を全市町に一律に適用せず、地域の実情に応じ、保険料を設定することを認めること、法定外繰り入れの解消を市町に押し付けないことなどを求めてきました。

これまでの交渉の中で、「保険料の設定は新制度においても市町が判断されるもと」とし、「法定外の一般会計からの繰り入れも市町の判断されるもの」との点は確認をしてきました。

厚生労働省は1月30日の全国高齢者医療・国保主幹課（部）町会議で「市町村の保険料設定」については「被保険者の負担水準について激変緩和を十分に配慮した保険料設定をお願いしたい」と要請しました。これは、平成30年度からの保険料（税）が激変緩和策を講じてもお引き上げざるを得ない状況があることを反映しての発言です。

実際に、滋賀県では14市町のうち4市町が、標準的4人世帯（所得300万円）で年1万円以上もの引き上げとなっています。特にこれまで県内で最も低額だった多賀町が年6万8900円、竜王町が4万6900円もの大幅な引き上げとなっています。また大津市では、県が示した標準保険料率で運営協議会に示し、夫婦2人と子ども1人のモデル世帯で、5.1%、1万8千円もの引き上げになります。年間で37万1千円という保険料になってしまいます。

さらに、県独自の市町への補助は、増やさなければいか、就学前まで医療費助成に対する国のペナルティ分が新年度よりペナルティはなくなるからといって、2600万円の補助まで削減しましたが、国保法第1条にかかげる「社会保障に寄与する」という立場を堅持し、これ以上の保険料（税）の引き上げはやめるべきです。

よって以下の点を要望するものです。

- ① 県が示す「標準保険料」はあくまでも「技術的助言」であり、法的拘束力をもつものではない。国保料（税）算定にあたっては、今後も市町の裁量であり、市町が独自に決める方式を県として貫くこと。
- ② 県が国保財政に責任を負うという新たな制度のもとで、県の一般会計から国保特別会計に繰り入れすることによって、国保加入者の負担軽減を図ること。

- ③ 保険料（税）が大幅な引き上げとならないよう、市町の一般会計からの法定外繰入については、市町の裁量として認めること。
- ④ 県が示した納付金を納めるため、また保険者努力支援交付金確保のため、例えば収納率向上のための徴税強化が懸念される。収納率向上に努力することは当然ではあるが、過度な徴税は行わないこと。
- ⑤ 滋賀県が納付金算定の基礎としている「均等割：平等割（世帯割）＝7：3」について、6：4にあらためること。また子どもに対する「均等割」については、多子世帯への負担軽減のための対策を県として講じること。
- ⑥ 都道府県単位化によって今日の国保財政の構造的要因は、解決するものではない。根本的には、国の財政措置が年々減らされていることが主たる要因である。よって、段階的に国庫補助率を戻すよう県としても国に強く働きかけること。
- ⑦ 医療費適正化のためには、保健・予防活動を強化し、病気の早期発見・早期治療に努めること。文字通り「健康長寿県」として、健康な街づくりの推進へ積極的な取り組みを強化すること。

以上